

子育て賃貸住宅等整備事業（南下浦市民センター建替計画）に関するパブリックコメント（意見募集）の結果

1 意見等の募集期間 : 令和2年5月18日（月）～令和2年6月16日（火）

2 意見等の受付人数 : 8人

3 意見等の受付件数 : 38件

4 意見等の内容とそれに対する市の考え方

(1) 意見の反映区分

意見の反映区分	件数
ア ご意見等を反映しました。	6件
イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	32件
合計	38件

(2) 概要

番号	資料名	該当箇所	意見の内容	反映区分	市の考え方
1	-	-	<p>「三浦市子育て賃貸住宅等整備事業」全体について本事業の名称を「子育て賃貸住宅」としてあるが、子育て世代と一口に言っても20代の親もいれば40代の親もあり、子どもの年代も様々。例えば、乳幼児のいる世帯が使いやすい機能と中学生・高校生を育てる世帯が使いやすい機能は異なるので、ある程度対象とする子育て世代を明確にしておかないと、計画が定まらず入居希望者が多様になりすぎる可能性がある。</p> <p>仮に「子どもの年齢が15歳未満、新婚5年以内」を対象にした場合、子どもの年齢に近い方が悩みや困り事も類似するため自然に交流しやすいのではないか。</p>	ア ご意見等を反映しました。	入居対象とする子育て世帯は、12歳以下の子ども若しくは妊婦のいる世帯としました。

2	-	-	<p>「三浦市子育て賃貸住宅等整備事業」全体について本事業の名称を「子育て賃貸住宅」としてあるが、子育て世代と一口に言っても20代の親もいれば40代の親もあり、子どもの年代も様々。例えば、乳幼児のいる世帯が使いやすい機能と中学生・高校生を育てる世帯が使いやすい機能は異なるので、ある程度対象とする子育て世代を明確にしておかないと、計画が定まらず入居希望者が多様になりすぎる可能性がある。</p> <p>仮に「子どもの年齢が15歳未満、新婚5年以内」を対象にした場合、子どもの年齢が近い方が悩みや困り事も類似するため自然に交流しやすいのではないか。</p>	ア ご意見等を反映しました。	入居対象とする子育て世帯は、12歳以下の子ども若しくは妊婦のいる世帯としました。
3	-	-	<p>コロナウィルス感染拡大防止の為かと思いますが説明会を開いてほしいです。</p>	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	<p>新型コロナウイルス感染防止のため、当初予定していた公募前の市民説明会は中止し、代替えとしてパブリックコメントを実施しました。今後の新型コロナウイルスの蔓延状況にもよりますが、特定事業契約後の設計段階において、三浦市まちづくり条例第18条の規定に基づく説明会を実施する予定です。</p>
4	実施方針	P.2 第1 イ 1 (4)	<p>P2 (4) 事業目的 イ「移住のきっかけについて」</p> <p>「三浦市への移住のきっかけとなる施設の整備」に「市外から観光等で訪れる人が本複合施設に立ち寄り三浦市の暮らしの魅力に触れることで転住のきっかけとなる施設とする」とあるが、本計画において施設概要を見ると、観光客が立ち寄れる場所は「市民センター内の駐車場」のみの用に見受けられる。優先的に利用する子育て世代と市民の為の施設において、敢えて観光客が立ち寄る場所をという部分を無理に整備する必要性が無いように思う。</p> <p>立ち寄ることよりも、本事業自体の魅力を向上させることが移住促進に繋がると考える。</p>	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	<p>本施設は、観光客等を含む誰もが気軽に立ち寄れるような施設となることを目指しております。</p> <p>市内外から訪れた方には、本事業で実施するコミュニティ形成支援業務等への参加や子育て賃貸住宅の入居者の暮らしに触れる機会を通じて、本施設や本市の魅力を伝え、移住のきっかけに繋がればと考えます。</p> <p>なお、市民センター用駐車場について、原則として、市民センター、図書館分館、市役所出張所の利用者のみ駐車場利用を可能とすることへ変更しました。</p>

5	実施方針	P. 2 第 1 イ 1 (4)	<p>「移住のきっかけについて」 「三浦市への移住のきっかけとなる施設の整備」に 「市外から観光等で訪れる人が本複合施設に立ち寄り三浦市の暮らしの魅力に触れることで転入のきっかけとなる施設とする」とあるが、本計画において施設概要を見ると、観光客が立ち寄れる場所は「市民センター内の駐車場」のみのように見受けられる。優先的に利用する子育て世代と市民の為の施設において、敢えて観光客が立ち寄る場所をとという部分を無理に整備する必要が無いように思う。立ち寄ることよりも、本事業自体の魅力を向上させることが移住促進に繋がると考える。</p>	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	<p>本施設は、観光客等を含む誰もが気軽に立ち寄れるような施設となることを目指しております。 市内外から訪れた方には、本事業で実施するコミュニティ形成支援業務等への参加や子育て賃貸住宅の入居者の暮らしに触れる機会を通じて、本施設や本市の魅力を伝え、移住のきっかけに繋がればと考えます。 なお、市民センター用駐車場について、原則として、市民センター、図書館分館、市役所出張所の利用者のみ駐車場利用を可能とすることへ変更しました。</p>
6	実施方針	P. 3 第 1 イ 1 (7)	<p>「子育て賃貸住宅向け駐車場について」 子育て賃貸住宅の駐車場は、三浦海岸駅やスーパーなどからも近く利便性が高い為「入居者各戸」は不要と考える。それよりも駐車スペースは最小限に留め、カーレスもしくはカーシェアリングなど新しいエコなライフスタイルを提案することで、上記子育て世代向けの共有スペースの充実を図り、三浦市らしい自然と共生する暮らしが実現できるのではないかと。 且つ、カーシェアリングなどを推奨することで、入居者の金銭的負担を減らすことで、より三浦での暮らしを楽しんでもらいたい。</p>	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	<p>子育て賃貸住宅の入居者用の駐車スペースは、住戸数の1/2以上とすることが、三浦市まちづくり条例施行規則に規定されており、本事業の要求水準としてあります。要求水準を満たした上であれば、機能やサービスを向上させる提案は可能です。</p>
7	実施方針	P. 3 第 1 イ 1 (7)	<p>「子育て賃貸住宅向け駐車場について」 子育て賃貸住宅の駐車場は、三浦海岸駅やスーパーなどからも近く利便性が高い為「入居者各戸」は不要と考える。それよりも駐車スペースは最小限に留め、カーレスもしくはカーシェアリングなど新しいエコなライフスタイルを提案することで、上記子育て世代向けの共有スペースの充実を図り、三浦市らしい自然と共生する暮らしが実現できるのではないかと。 且つ、カーシェアリングなどを推奨することで、入居者の金銭的負担を減らすことで、より三浦での暮らしを楽しんでもらいたい。</p>	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	<p>子育て賃貸住宅の入居者用の駐車スペースは、住戸数の1/2以上とすることが、三浦市まちづくり条例施行規則に規定されており、本事業の要求水準としてあります。要求水準を満たした上であれば、機能やサービスを向上させる提案は可能です。</p>

8	実施方針	P.3 第1 1 (7)	<p>「市民センターの施設規模について」 市民センターの施設名及び概要部に「エントランスホール・多目的ホール・多目的室…」などの施設詳細が記載されているが、本当にこれだけの規模が必要なのか疑問に思う。文中に「応募者の判断でその面積の増減を、理由を添えて提案することができる」とあるが、面積の増減だけでなく、機能の増減も検討する余地はある。また、潮風アリーナや他の公共施設全体との兼ね合いも考慮し重複した機能は極力減らし、子育て世代向けの面積に充当することが望ましい。</p>	<p>イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。</p>	<p>諸室の機能や大きさ等については、現行の他の市施設の状況等を勘案した条件としています。要求水準を満たした上で、機能やサービスを向上させる提案は可能です。</p>
9	実施方針	P.3 第1 1 (7)	<p>「市民センターの施設規模について」 市民センターの施設名及び概要部に「エントランスホール・多目的ホール・多目的室…」などの施設詳細が記載されているが、本当にこれだけの規模が必要なのか疑問に思う。文中に「応募者の判断でその面積の増減を、理由を添えて提案することができる」とあるが、面積の増減だけでなく、機能の増減も検討する余地はある。また、潮風アリーナや他の公共施設全体との兼ね合いも考慮し重複した機能は極力減らし、子育て世代向けの面積に充当することが望ましいと思う。</p>	<p>イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。</p>	<p>諸室の機能や大きさ等については、現行の他の市施設の状況等を勘案した条件としています。要求水準を満たした上で、機能やサービスを向上させる提案は可能です。</p>

10	実施方針	P. 3~4 第 1 1 (7)	<p>「子育て賃貸住宅の共有スペースについて」 子育て賃貸住宅の機能・概要において、市民センター機能内に「コミュニティの憩いの場となるオープンスペースを創出すること」とあるが、子育て世代は子どもがいることで他者に気を使うことが多く、そう考えると、市民センターの施設内ではなく子育て賃貸住宅内の方に入居者やそこで暮らす子どもが遊ぶことができたり、集まれる「自分たちの為の共有スペース」がある方が魅力的と思う。 共有スペースの具体例としては入居している子どもが遊べて学べるキッズスペースやキッズ菜園、withコロナを考慮して屋外でも遊べるミニ公園、子育て中の親に替わって孫の面倒を見たり、遠方から会いに来た祖父母が滞在出来る宿泊室を整備することが望ましい。また、施設全体ではキッズバリアフリーを考慮した計画とする。</p>	<p>イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。</p>	<p>市民センターへの来訪者と入居者とのコミュニティ形成も本事業の目的の一つとしており、市民センター内に共有スペースの創出を企図しております。また、要求水準を満たした上であれば、子育て賃貸住宅エリア内に入居者のための共有スペースを設ける等、入居者間のコミュニティ形成に配慮した提案は可能です。</p>
11	実施方針	P. 3~4 第 1 1 (7)	<p>「子育て賃貸住宅の共有スペースについて」 子育て賃貸住宅の機能・概要において、市民センター機能内に「コミュニティの憩いの場となるオープンスペースを創出すること」とあるが、子育て世代は子どもがいることで他者に気を使うことが多く、そう考えると、市民センターの施設内ではなく子育て賃貸住宅内の方に入居者やそこで暮らす子どもが遊ぶことができたり、集まれる「自分たちの為の共有スペース」がある方が魅力的と思う。 共有スペースの具体例としては入居している子どもが遊べて学べるキッズスペースやキッズ菜園、withコロナを考慮して屋外でも遊べるミニ公園、子育て中の親に替わって孫の面倒を見たり、遠方から会いに来た祖父母が滞在出来る宿泊室を整備することが望ましい。また、施設全体ではキッズバリアフリーを考慮した計画とする。</p>	<p>イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。</p>	<p>市民センターへの来訪者と入居者とのコミュニティ形成も本事業の目的の一つとしており、市民センター内に共有スペースの創出を企図しております。また、要求水準を満たした上であれば、子育て賃貸住宅エリア内に入居者のための共有スペースを設ける等、入居者間のコミュニティ形成に配慮した提案は可能です。</p>

12	実施方針	P. 4 第 1 1 (7)	<p>「観光客用の駐車場について」 市民センター内の附帯設備に「市外からの観光客等の利便性も考慮し駐車場のみの利用も可能とする」とあるが、付近には多くの駐車場も既に整備されており、敢えてここで駐車場を設置する必要性が無いように思う。それよりも、子育て世代にとって過ごしやすい環境としての公園整備やオープンスペースを優先した計画とすることが、子育て賃貸住宅等整備事業に相応しいと思う。</p>	ア ご意見を反映しました。	<p>要求水準として求める24台分の駐車場について、原則として、市民センター、図書館分館、市役所出張所の利用者のみ駐車場利用を可能とすることへ変更しました。一般利用可能な駐車場は、要求水準を超える分として提案することは可能です。</p>
13	実施方針	P. 4 第 1 1 (7)	<p>「観光客用の駐車場について」 市民センター内の附帯設備に「市外からの観光客等の利便性も考慮し駐車場のみの利用も可能とする」とあるが、付近には多くの駐車場も既に整備されており、敢えてここで駐車場を設置する必要性が無いように思う。それよりも、子育て世代にとって過ごしやすい環境としての公園整備やオープンスペースを優先した計画とすることが、子育て賃貸住宅等整備事業に相応しいと思う。</p>	ア ご意見を反映しました。	<p>要求水準として求める24台分の駐車場について、原則として、市民センター、図書館分館、市役所出張所の利用者のみ駐車場利用を可能とすることへ変更しました。一般利用可能な駐車場は、要求水準を超える分として提案することは可能です。</p>

14	実施方針	P. 6 第 1 1 (9) エ	<p>「コミュニティ形成支援業務について」 コミュニティ運営の部分で「供用開始後3年間は（事業者）自らが主体となって実施する。4年目以降はコミュニティが主体となって実施することとし…」とあるが、本計画は賃貸住宅の為、入居者が入れ替わる可能性も多分にあり、他者が介入するイベントなどはきっかけにはなり得るが、コミュニティ形成という点では弱い。なので、4年目以降にコミュニティが主体となって運営していくことはあまり現実的ではないと考える。</p> <p>それよりも、外部のコミュニティ・デザイン事業者を応募者の構成に入れるのではなく、初年度から入居者で自発的にコミュニティ形成を促進するよう、三浦市の「保健福祉部子ども課」もしくは子どもの支援活動している「地元団体」などが、イベントやオープニングなどを企画し、はじめから入居者と地元支援団体が自発的にコミュニティ醸成していく方がより現実的で、継続するものとする。</p>	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	<p>コミュニティ形成支援業務について、設計業務や維持管理業務、運営業務との相関性が大きく、事業提案に係る検討段階から併せて検討する必要があると考えます。</p> <p>事業開始当初からコミュニティ形成支援業務が必要と考え、コミュニティデザイン企業を置くことを応募者の備えるべき参加資格要件としています。</p> <p>コミュニティ形成支援にあたっては、市及び地元団体と一体となった活動を望みます。</p>
15	実施方針	P. 6 第 1 1 (9) エ	<p>「コミュニティ形成支援業務について」 コミュニティ運営の部分で「供用開始後3年間は（事業者）自らが主体となって実施する。4年目以降はコミュニティが主体となって実施することとし…」とあるが、本計画は賃貸住宅の為、入居者が入れ替わる可能性も多分にあり、他者が介入するイベントなどはきっかけにはなり得るが、コミュニティ形成という点では弱い。なので、4年目以降にコミュニティが主体となって運営していくことはあまり現実的ではないと考える。それよりも、外部のコミュニティ・デザイン事業者を応募者の構成に入れるのではなく、初年度から入居者で自発的にコミュニティ形成を促進するよう、三浦市の「保健福祉部子ども課」もしくは子どもの支援活動している「地元団体」などが、イベントやオープニングなどを企画し、はじめから入居者と地元支援団体が自発的にコミュニティ醸成していく方がより現実的で、継続するものとする。</p>	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	<p>コミュニティ形成支援業務について、設計業務や維持管理業務、運営業務との相関性が大きく、事業提案に係る検討段階から併せて検討する必要があると考えます。</p> <p>事業開始当初からコミュニティ形成支援業務が必要と考え、コミュニティデザイン企業を置くことを応募者の備えるべき参加資格要件としています。</p> <p>コミュニティ形成支援にあたっては、市及び地元団体と一体となった活動を望みます。</p>

16	実施方針	P. 6~7 第 1 1 (10)	「事業期間終了後について」 「事業期間が特定事業契約締結の日から15年間とする」とあるが、その後の活用方法や運営方法はどのように想定しているのか。現在の三浦市の実情から鑑みるに、利用出来ない公共施設が多々あり、事業終了後の先のことも見据えた計画とすべきではないか。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	事業期間終了後の管理形態については現時点では決定しておりませんが、本事業の運営状況を基に柔軟に対応できる管理形態を検討していきたいと考えております。 また、施設の老朽化につきましては、経常修繕、大規模修繕等の長期修繕計画を策定し、事業終了後も適切に管理することといたします。
17	実施方針	P. 6~7 第 1 1 (10)	「事業期間終了後について」 「事業期間が特定事業契約締結の日から15年間とする」とあるが、その後の活用方法や運営方法はどのように想定しているのか。現在の三浦市の実情から鑑みるに、利用出来ない公共施設が多々あり、事業終了後の先のことも見据えた計画とすべきではないか。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	事業期間終了後の管理形態については現時点では決定しておりませんが、本事業の運営状況を基に柔軟に対応できる管理形態を検討していきたいと考えております。 また、施設の老朽化につきましては、経常修繕、大規模修繕等の長期修繕計画を策定し、事業終了後も適切に管理することといたします。
18	実施方針	P. 10 第 2 1	「民間事業者選定の方法について」 「民間事業者の選定においては…公平性及び透明性の確保に十分留意して…」とあるので、いち三浦市民として公開審査を希望する。また、図面や計画内容を公開もしくは展示などを行い、市民投票も選定時の参考意見としてはどうか。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。 プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
19	実施方針	P. 10 第 2 1	「民間事業者選定の方法について」 「民間事業者の選定においては…公平性及び透明性の確保に十分留意して…」とあるので、いち三浦市民として公開審査を希望する。また、図面や計画内容を公開もしくは展示などを行い、市民投票も選定時の参考意見としてはどうか。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。 プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。

20	実施方針	P. 16 第 2 4 (3) ク	<p>「コミュニティ・デザイン企業について」 コミュニティ・デザイン企業の参加資格要件として「コミュニティのデザインやコミュニティの形成支援を行った実績を有していること」とあるが、その実績が有無よりも三浦市の「保健福祉部子ども課」や地元の「子ども支援団体」などの方がより手厚い三浦の子育て賃貸住宅となる可能性があると考え</p>	<p>イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。</p>	<p>コミュニティ形成支援業務について、設計業務や維持管理業務、運営業務との相関性が大きく、事業提案に係る検討段階から併せて検討する必要があると考えます。 事業開始当初からコミュニティ形成支援業務が必要と考え、コミュニティデザイン企業を置くことを応募者の備えるべき参加資格要件としています。 コミュニティ形成支援にあたっては、市及び地元団体と一体となった活動を望みます。</p>
21	実施方針	P. 16 第 2 4 (3) ク	<p>「コミュニティ・デザイン企業について」 コミュニティ・デザイン企業の参加資格要件として「コミュニティのデザインやコミュニティの形成支援を行った実績を有していること」とあるが、その実績の有無よりも三浦市の「保健福祉部子ども課」や地元の「子ども支援団体」などの方がより手厚い三浦の子育て賃貸住宅となる可能性があると考え</p>	<p>イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。</p>	<p>コミュニティ形成支援業務について、設計業務や維持管理業務、運営業務との相関性が大きく、事業提案に係る検討段階から併せて検討する必要があると考えます。 事業開始当初からコミュニティ形成支援業務が必要と考え、コミュニティデザイン企業を置くことを応募者の備えるべき参加資格要件としています。 コミュニティ形成支援にあたっては、市及び地元団体と一体となった活動を望みます。</p>
22	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) ウ	<p>「審議会の委員について」 審議会の委員名簿において「学識ある者、県職員、市職員」が構成されているが、三浦市での子育ての実態を知る者もしくは子育てを経験している者が一人も選任されていないことに疑問を感じる。本計画を実施するにあたって、最重要なのは子育て世代の為の計画になることなので「三浦市での子育ての経験がある者」や「入居対象とする世代の現役で子育てをしている三浦市民」「三浦市の担当部署など」が審議会の委員に含まれることが、より良い計画の為に必要なものと考え</p>	<p>イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。</p>	<p>審議会委員の選定に際しては、審議内容が専門的であることや、事業者選定にあたり一定の責務を負うこととなることから、市民委員については見送りました。 本事業における市民意見につきましては、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施をすることで対応し、事業者決定後も、施設の設計や運営に際して市民の声を聴くような場を設けていきたいと考え</p>

23	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) ウ	「審議会の委員について」 審議会の委員名簿において「学識ある者、県職員、市職員」が構成されているが、三浦市での子育ての実態を知る者もしくは子育てを経験している者が一人も選任されていないことに疑問を感じる。本計画を実施するに当たって、最重要なのは子育て世代の為の計画になることなので「三浦での子育ての経験がある者」や「入居対象とする世代の現役で子育てをしている三浦市民」「三浦市の担当部署など」が審議会の委員に含まれることが、より良い計画の為に必要なものとする。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	審議会委員の選定に際しては、審議内容が専門的であることや、事業者選定にあたり一定の責務を負うこととなることから、市民委員については見送りました。 本事業における市民意見につきましては、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施をすることで対応し、事業者決定後も、施設の設計や運営に際して市民の声を聴くような場を設けていきたいと考えます。
24	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) ウ	審議会の委員の中に地域住民が一人も含まれていないのは何故でしょうか？特に近隣住民の意見は反映されるべきです。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	審議会委員の選定に際しては、審議内容が専門的であることや、事業者選定にあたり一定の責務を負うこととなることから、市民委員については見送りました。 本事業における市民意見につきましては、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施をすることで対応し、事業者決定後も、施設の設計や運営に際して市民の声を聴くような場を設けていきたいと考えます。
25	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) ウ	審議会の委員に地域の住民が含まれていない。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	審議会委員の選定に際しては、審議内容が専門的であることや、事業者選定にあたり一定の責務を負うこととなることから、市民委員については見送りました。 本事業における市民意見につきましては、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施をすることで対応し、事業者決定後も、施設の設計や運営に際して市民の声を聴くような場を設けていきたいと考えます。
26	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) 全般	応募案を審議会の前に公開してほしい。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。 プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。

27	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) 全般	応募案は公開展示してほしい。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
28	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) 全般	応募案は審議会の事前に公開展示して下さい。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
29	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) 全般	応募案は審議会の事前に公開展示していただきたい。どのような案が提案されるのか、は市民として知る権利があるはずです。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
30	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) 全般	事業者から提出された案については、すべて図面や模型写真を展示・公開して頂きたいです。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
31	実施方針	P. 18~19 第 2 5 (1) 全般	審議会を公開席上でおこなってほしい。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。

32	実施方針	P. 18~19 第2 5 (1) 全般	審議会は公開席上で行ってほしい。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
33	実施方針	P. 18~19 第2 5 (1) 全般	審議会は公開席上で行って下さい。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
34	実施方針	P. 18~19 第2 5 (1) 全般	審議会は公開席上で行っていただきたい。透明性の確保は三浦市にとって必要かつ有益です。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
35	実施方針	P. 18~19 第2 5 (1) 全般	事業者の選定にかかる審査の透明性を確保するために公開での審査を希望します。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。
36	実施方針	P. 18~19 第2 5 (1) 全般	市民による投票の機会があると良いと考えます。	イ ご意見等は、今後の施策検討の参考にします。	応募者の提案内容のノウハウ保護等のため、事前の公開展示は行いません。プレゼンテーション及び審査の過程は公表せず、実施方針等の規定に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者の名称及び採点結果等を公表いたします。

37	要求水準書 (案)	P. 23 第 3 5 (1) イ 外	<p>【ガス給湯暖房用熱源機】</p> <p>子育て賃貸住宅（27戸）には、給湯と暖房が同時に出来るガス給湯暖房用熱源機（全自動タイプ）で給湯能力24号、環境に配慮した省エネ高効率なエコジョーズの導入をご提案いたします。</p>	ア ご意見等を反映しました。	本施設にとって有効となる熱源や機器等の選定について、提案することが可能となるよう要求水準書に反映しています。
38	要求水準書 (案)	P. 32 第 3 5 (2) イ 外	<p>【停電対応型ガスエンジンヒートポンプ（自立電源型GHP）】</p> <p>停電対応機能が付帯されている高効率自立分散型電源（ガスエンジンヒートポンプ）を導入することをご提案いたします。</p>	ア ご意見等を反映しました。	本施設にとって有効となる熱源や機器等の選定について、提案することが可能となるよう要求水準書に反映しています。